

# 四半期報告書

(第122期第1四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	14
1 【主要な設備の状況】 .....	14
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	15
第4 【提出会社の状況】 .....	16
1 【株式等の状況】 .....	16
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	38

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第122期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮原 耕治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 東京(03)3284局6050番

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 湯川 毅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 東京(03)3284局6050番

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 湯川 毅

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)  
日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区牛島町6番1号)  
日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第122期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第121期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	679,600	2,584,626
経常利益 (百万円)	65,110	198,480
四半期(当期)純利益 (百万円)	44,359	114,139
純資産額 (百万円)	756,518	679,036
総資産額 (百万円)	2,449,466	2,286,013
1株当たり純資産額 (円)	583.41	519.51
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	36.12	92.93
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	34.29	—
自己資本比率 (%)	29.2	27.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,485	199,525
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△77,041	△292,510
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	50,648	146,829
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	123,889	115,963
従業員数 (名)	31,741	31,369

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 第121期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

関係会社の異動状況

(1) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに連結子会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK LNG TRANSPORT UK 3 LTD.	U. K.	0 (千STG £)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
BLASTOISE MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
BOOPS MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
EKANS MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
FEAROW MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
NYK ORPHEUS CORPORATION	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
PENNE SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
SQUIRTLE MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。

(2) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社が持分法適用非連結子会社から連結子会社に変更した。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYKCOOL AB	SWEDEN	60,000 (千SEK)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。

(3) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに持分法適用関連会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
ICO BLG AUTOMOBILE LOGISTICS ITALIA S. P. A.	ITALY	4,270 (千EURO)	不定期専用船事業	40.00 (40.00)	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,600 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,600 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,800 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	51,400 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,200 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	51,600 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	52,000 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
J5 NAKILAT NO.8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,800 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	有	特記事項なし。
NYKCOS CAR CARRIER CO., LTD.	CHINA	82,081 (千RMB)	不定期専用船事業	49.00	有	特記事項なし。

(4) 当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が関係会社に該当しなくなった。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NEW WAVE LOGISTICS (USA) INC. ※1	U. S. A.	7,040 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
AVISPA MARITIMA S. A. ※2	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
BENZAITEN MARITIMA S. A. ※3	PANAMA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
CORNA SHIPHOLDING S. A. ※4	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
LARY MARITIMA S. A. ※4	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
RUTA SHIPHOLDING S. A. ※5	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
SOLANA SHIPHOLDING S. A. ※4	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2. 議決権所有割合の( )内は、間接所有割合で内数。

3. ※1：平成20年4月1日をもって合併。

4. ※2：平成20年5月20日をもって清算終了。

5. ※3：平成20年5月16日をもって清算終了。

6. ※4：平成20年6月20日をもって清算終了。

7. ※5：平成20年5月23日をもって清算終了。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	31,741 (4,933)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,020
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等771名及び有期社員85名を除いている。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

#### 販売実績

当第1四半期連結会計期間における売上高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
定期船事業	164,134
不定期専用船事業	299,301
物流事業	127,757
ターミナル関連事業	35,901
客船事業	12,698
航空運送事業	23,402
不動産業	2,893
その他の事業	57,399
計	723,488
消去	(43,887)
合計	679,600

- (注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はありません。  
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 経営成績の分析

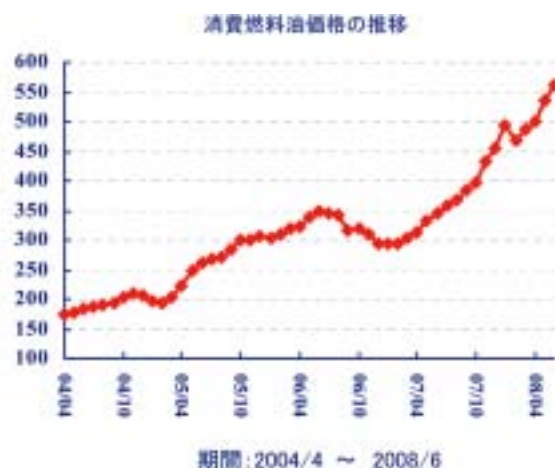
当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日までの3ヶ月）の業績は、売上高6,796億円、営業利益581億円、経常利益651億円、四半期純利益443億円となりました。

なお、為替と燃料油価格の変動が当第1四半期連結会計期間の経常利益に与えた影響は以下の通りです。

	当第1四半期連結会計期間	前第1四半期連結会計期間	差額	影響額
平均為替レート	103.36円/US\$	119.85円/US\$	16.49円 円高	△111億円
平均燃料油価格	US\$533.18/MT	US\$330.27/MT	US\$202.91 高	△152億円

(注) 為替変動が経常利益に与える影響額はUS\$1当たり1円の変動で年間約27億円です。

燃料油価格変動が経常利益に与える影響額はUS\$1/MTの変動で年間約3億円です。



事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

#### <定期船事業>

定期船事業は、売上高1,641億円、営業損失28億円、経常損失26億円となりました。北米航路を中心に一定の運賃修復を達成したことと、コンテナ航路全般に荷動きが低調に推移するなか、前年同期を上回る積高を確保しましたが、燃料油価格の著しい高騰などコストの増加の影響もありました。

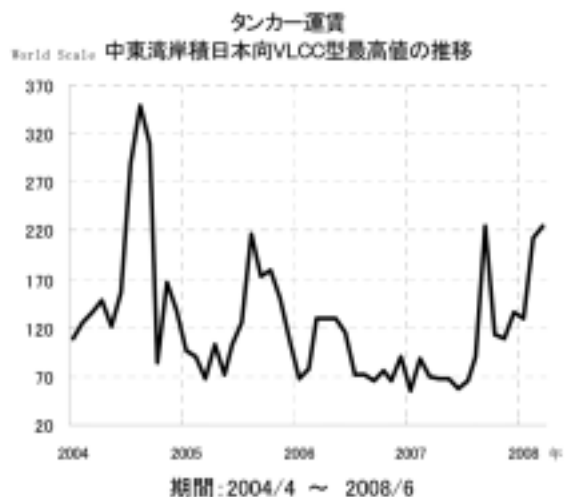
#### <不定期専用船事業>

不定期専用船事業は、売上高2,993億円、営業利益572億円、経常利益625億円となりました。

自動車船部門では、北米向けの荷動きは低迷しましたが、全体としては引き続き好調な荷動きのもと、3隻の新造船投入をはじめ船腹を增強した結果、前年同期を上回る輸送台数となりました。

ドライバルク部門では、中国・インドなど新興国の旺盛な需要に支えられ、鉄鉱石・石炭・穀物などの海上荷動きが好調に推移し、さらに豪州・ブラジル諸港における船舶の滞船も解消されず船腹需給は逼迫しました。ドライバルク市況は、5月中旬に歴史的な最高値を記録したあと6月に急落するなど高下しましたが、四半期の実績としては昨年10～12月に次ぐ高水準となりました。

タンカー部門では、欧米諸国において価格高騰により原油・石油製品の消費が減少しましたが、中国など新興国の堅調な原油需要と、シングルハル・タンカーの解撤・改造や減速航海などにより船腹需給が引締まり、原油タンカー市況は高水準で推移しました。一方、石油製品タンカーの市況は回復が遅れました。



#### <物流事業>

物流事業は、売上高1,277億円、営業利益23億円、経常利益25億円となりました。

NYK Logistics 部門は、オペレーションの効率化によるコスト削減や収益源の多様化に努めたものの、減速する世界経済や燃料油価格高騰の影響を受けました。郵船航空サービス(株)は、アジアを中心とした海外関係会社が好調を維持しました。

#### <ターミナル関連事業>

ターミナル関連事業は、売上高359億円、営業利益24億円、経常利益22億円となりました。自営ターミナルの取扱量が全般的に増加し、国内外の関係会社の業績が好調に推移しました。

#### <客船事業>

客船事業は、売上高126億円、営業利益9億円、経常利益8億円となりました。客船事業では、日本市場の飛鳥Ⅱが世界一周クルーズを行いました。燃料油価格高騰の影響を受けました。米国市場のクリスタル・クルーズは、金融不安による景気減退に加えて燃料油価格高騰の影響を受けました。

#### <航空運送事業>

航空運送事業は、売上高234億円、営業損失23億円、経常損失22億円となりました。日本貨物航空(株)は、運航・整備・ITの自立化を達成し、当連結会計期間から新鋭機材で統一されたフリートでの運航を開始した結果、前年同期比で運航機材数は減少したものの、稼働・燃費効率の向上と整備・運航費用の削減を実現しました。また、燃料油価格の著しい高騰に対応して、燃料消費量の削減活動に取り組む一方、燃油サーチャージの改定を行った結果、航空運送事業の業績は所期目標を達成しました。

#### <不動産業、その他の事業>

不動産業は、売上高28億円、営業利益8億円、経常利益11億円となり、その他の事業は、売上高573億円、営業損失4億円、経常利益7億円となりました。不動産業は、主としてオフィス賃料の維持向上と改修工事による資産価値の向上に努めました。その他の事業では、製造加工業が好調に推移したことに加え、商事業で船舶向け燃料油や船用品の販売が拡大しました。

所在地別セグメントの業績は、次の通りであります。

#### <日本>

売上高5,174億円、営業利益418億円、経常利益479億円となりました。

#### <北米>

売上高579億円、営業利益24億円、経常利益25億円となりました。

#### <欧州>

売上高871億円、営業利益101億円、経常利益93億円となりました。

#### <アジア>

売上高378億円、営業利益35億円、経常利益51億円となりました。

#### <その他の地域>

売上高34億円、営業利益0.2億円、経常利益1億円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べて1,634億円増加し、2兆4,494億円となりました。これは、燃料油価格高騰による棚卸資産の増加等により流動資産が349億円増加したことに加え、主に船隊整備に伴う投資により、建設仮勘定が290億円増加したこと、株価の上昇等により投資有価証券が432億円増加したことを要因とし固定資産が1,285億円増加したことによります。負債合計額は前連結会計年度末比859億円増加し、1兆6,929億円となりました。これは、主に未払法人税等が減少した一方で、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーが増加した結果、有利子負債が957億円増加したことによります。純資産の部では、株主資本6,158億円と評価・換算差額等の合計である自己資本が7,163億円となり、これに少数株主持分401億円を加えた純資産の合計は、7,565億円となりました。これらにより、負債自己資本比率(D/Eレシオ)は1.56となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

(億円未満切捨て)

	当第1四半期連結累計期間
営業活動によるキャッシュ・フロー	224
投資活動によるキャッシュ・フロー	△770
財務活動によるキャッシュ・フロー	506
現金及び現金同等物に係る換算差額	83
現金及び現金同等物の増減額	44
現金及び現金同等物の期首残高	1,159
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	34
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,238

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益を694億円、減価償却費を242億円計上しましたが、法人税等の支払540億円等により224億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として船舶投資を中心とする固定資産の取得による支出等により△770億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金、コマーシャル・ペーパーの増加等により506億円となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は期首残高比79億円増の1,238億円となりました。

#### (4) 対処すべき課題

##### 1. 燃料費対策

当社新中期経営計画「New Horizon 2010」においてバンカー価格をUS\$500/MTにて想定しておりましたが、最近の原油価格高騰に伴う燃料費の高騰は想定価格を大幅に上回って推移しております。さらなる燃料節約に取り組んでまいります。

##### 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月24日開催の当社第121期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認により発効いたしました。以下概略をご説明いたします。

###### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念（「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」）に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適當な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相応な対抗措置を講じることといたしました。

###### 2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして以下を進めております。

新中期経営計画「New Horizon 2010」の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする新中期経営計画「New Horizon 2010」を策定いたしました。「New Horizon 2010」では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、本定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更をご承認いただきました。

投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、事業の拡充等将来の事業展開と内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当社は、新中期経営計画「New Horizon 2010」においては連結配当性向の目安を25%に引き上げております。

### 3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

### 4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

#### <発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

#### <独立委員会の設置>

当社取締役会は、対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

#### <手続きの流れ>

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。
- (エ) 当社取締役会による買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。
- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。

(カ) 以下の条件の場合、取締役会は株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。

(i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、且つ取締役会が株主の皆様  
の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合

(ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある  
買付等と判断した場合

(キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しな  
ければならないものとします。

(ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上  
で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

#### 5) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様が必要に応じて代替案を提示するための時間を与えさせるものです。大規模買付者が手続きを遵守しない場合、濫用的買付者に該当する場合、または企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると判断される場合に、独立委員会の勧告または株主総会の承認により、対抗措置を発動することを可能とするものであり、基本方針に沿ったものと考えております。

#### 6) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記5) 及び以下のとおりです。

(ア) 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。

(イ) 本プラン導入時に株主の皆様を確認させていただきました。本プランの有効期間は3年としており、株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただきましたので、定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様  
の意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確且つ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により決定していただくことにしております。

(エ) 本プランにおいては、手続不遵守買付者、濫用的買付者の認定及び対抗措置の発動について、当社の経営陣から独立した独立委員会の判断に委ねられており、取締役の恣意的判断がなされる余地を排除しております。

また、独立委員会が企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非は、株主総会にて判断していただくことにしており、取締

役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 本プランは、大規模買付者が指名し株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は36百万円であります。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

##### (1) 船舶

重要な設備の新設につき、前連結会計年度末において計画中で当第1四半期連結会計期間に完了したものの、並びに新規に連結の範囲に含めた子会社等において当第1四半期連結会計期間に完了したものは以下の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
定期船事業	コンテナ船	2	平成20年5月～6月	72,743
不定期専用船事業	撒積船(パナマックス)	2	平成20年4月	167,221
	撒積船(ハンディ)	2	平成20年5月	93,587
	LNG船	1	平成20年1月	44,476

また、当第1四半期連結会計期間において、除売却した主要な設備の内容は以下の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	除売却時期	載貨重量屯数 (K/T)	前連結会計年度末 帳簿価額 (百万円)
不定期専用船事業	撒積船(パナマックス)	1	平成20年4月	87,221	118
	油槽船	1	平成20年4月	258,096	522

##### (2) 航空機

重要な設備の新設につき、前連結会計年度末において計画中で当第1四半期連結会計期間に完了したものは以下の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	機数(機)	完了時期	一機当たり 最大離陸重量(T)
航空運送事業	航空機	1	平成20年6月	397

また、当第1四半期連結会計期間において、除売却した主要な設備の内容は以下の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	機数(機)	除売却時期	一機当たり 最大離陸重量(T)	前連結会計年度末 帳簿価額 (百万円)
航空運送事業	航空機	3	平成20年4月	378	1,665

## 2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末での計画に当第1四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第1四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却の計画は以下の通りである。

### (1) 新設

#### 船舶

事業の種類別セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量トン数 (K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	277,977	94,869	自己資金、 借入金及び 社債	平成19年12月～ 平成23年8月	平成20年7月～ 平成23年12月	1,582,862
不定期専用船事業	597,229	92,668	自己資金、 借入金及び 社債	平成16年12月～ 平成26年1月	平成20年7月～ 平成26年12月	8,971,401

#### 航空機

事業の種類別セグメントの名称	投資予定金額		引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
航空運送事業	466,900	45,919	平成20年度～平成25年度

### (2) 除却

#### 船舶

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	当第1四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期	除却による減少能力 (載貨重量トン数(K/T))
定期船事業	コンテナ船	98	平成20年7月	20,523

#### 航空機

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	当第1四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期
航空運送事業	航空機	2,144	平成21年度～平成23年度

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,230,188,073	1,230,188,073	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	—
計	1,230,188,073	1,230,188,073	—	—

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	11,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,243,179
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 843(注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月4日 至 平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 843 資本組入額 422

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&amp;I」という。)による当社の長期債務の格付(長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。)若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がA<sup>-</sup>以下である期間、R&amp;Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又はR&amp;Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ) 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ) 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	—

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称しているものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。</p> <p>新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)と同様の調整に服する。</p> <p>(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i)(法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、(ii)その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高(百万円)	55,000

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日	—	1,230,188,073	—	88,531,033	—	93,198,336

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(注) 1. アライアンス・バーンスタイン(株)から平成20年6月3日(報告義務発生日平成20年5月30日)大量保有(変更)報告書の写しの送付があり、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー及びアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問(株)の2社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができない。

なお、その大量保有報告書(変更)の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U.S.A.	株式 59,782	4.86
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問(株)	東京都港区白金1-17-3	株式 11,100	0.90
計	—	株式 70,883	5.76

2. アライアンス・バーンスタイン(株)から平成20年7月18日(報告義務発生日平成20年7月15日)大量保有(変更)報告書の写しの送付があり、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー及びアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問(株)の2社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができない。  
なお、その大量保有報告書(変更)の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U.S.A.	株式 45,705	3.72
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問(株)	東京都港区白金1-17-3	株式 11,152	0.91
計	—	株式 56,857	4.62

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,280,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,217,077,000	1,217,050	—
単元未満株式	普通株式 10,831,073	—	—
発行済株式総数	1,230,188,073	—	—
総株主の議決権	—	1,217,050	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式27,000株が含まれているが、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数27個が含まれていない。



## 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	2,143,000	—	2,143,000	0.17
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事(株)	大阪市北区梅田 1-2-2-800	15,000	—	15,000	0.00
新和海運(株)	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000	—	90,000	0.01
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	2,280,000	—	2,280,000	0.19

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,500株(議決権1個)が含まれている。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,035	1,133	1,099
最低(円)	924	991	945

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)の四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	679,600
売上原価	558,177
売上総利益	121,422
販売費及び一般管理費	※1 63,264
営業利益	58,158
営業外収益	
受取利息	2,516
受取配当金	3,681
為替差益	2,344
持分法による投資利益	4,656
その他	1,435
営業外収益合計	14,634
営業外費用	
支払利息	7,133
その他	548
営業外費用合計	7,682
経常利益	65,110
特別利益	
固定資産売却益	4,525
その他	1,142
特別利益合計	5,668
特別損失	
固定資産売却損	44
固定資産除却損	797
その他	442
特別損失合計	1,283
税金等調整前四半期純利益	69,494
法人税等	※2 23,791
少数株主利益	1,343
四半期純利益	44,359

## (2)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	127,782	120,193
受取手形及び営業未収金	262,238	256,204
有価証券	2,034	2,457
たな卸資産	<sup>1</sup> 64,946	<sup>1</sup> 54,357
繰延及び前払費用	71,545	67,655
繰延税金資産	8,699	8,482
その他	104,718	98,666
貸倒引当金	4,932	5,948
流動資産合計	637,033	602,067
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	<sup>2</sup> 624,273	<sup>2</sup> 624,895
建物及び構築物(純額)	<sup>2</sup> 85,770	<sup>2</sup> 83,610
航空機(純額)	<sup>2</sup> 7,748	<sup>2</sup> 9,402
機械装置及び運搬具(純額)	<sup>2</sup> 42,735	<sup>2</sup> 41,180
器具及び備品(純額)	<sup>2</sup> 7,909	<sup>2</sup> 8,262
土地	61,588	61,287
建設仮勘定	325,046	296,040
その他(純額)	<sup>2</sup> 54,317	<sup>2</sup> 7,265
有形固定資産合計	1,209,389	1,131,945
無形固定資産		
借地権	1,508	1,516
ソフトウェア	30,285	29,697
のれん	30,370	28,797
その他	5,175	5,404
無形固定資産合計	67,340	65,415
投資その他の資産		
投資有価証券	421,119	377,899
長期貸付金	17,148	15,907
繰延税金資産	12,291	9,387
その他	84,569	82,571
貸倒引当金	1,166	963
投資その他の資産合計	533,963	484,802
固定資産合計	1,810,693	1,682,164
繰延資産	1,740	1,781
資産合計	2,449,466	2,286,013

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	228,162	215,613
1年内償還予定の社債	16,000	16,000
短期借入金	315,254	287,955
コマーシャル・ペーパー	64,000	19,000
未払法人税等	20,771	50,997
繰延税金負債	6,402	3,414
前受金	70,960	69,172
賞与引当金	10,310	9,381
役員賞与引当金	194	560
事業損失引当金	1,955	2,824
その他	103,997	100,147
流動負債合計	838,010	775,066
固定負債		
社債	211,248	211,266
長期借入金	497,539	487,975
繰延税金負債	69,700	54,214
退職給付引当金	16,537	15,857
役員退職慰労引当金	2,077	2,761
特別修繕引当金	8,019	6,946
その他	49,814	52,888
固定負債合計	854,938	831,909
負債合計	1,692,948	1,606,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,531	88,531
資本剰余金	97,214	97,212
利益剰余金	431,477	401,044
自己株式	1,408	1,339
株主資本合計	615,815	585,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	112,410	85,668
繰延ヘッジ損益	2,710	20,712
為替換算調整勘定	9,117	12,442
評価・換算差額等合計	100,582	52,513
少数株主持分	40,121	41,074
純資産合計	756,518	679,036
負債純資産合計	2,449,466	2,286,013

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	69,494
減価償却費	24,268
有形及び無形固定資産除売却損益 (△は益)	△3,684
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△137
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	157
持分法による投資損益 (△は益)	△4,656
受取利息及び受取配当金	△6,197
支払利息	7,133
為替差損益 (△は益)	810
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,948
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,075
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,614
その他	△5,513
<b>小計</b>	<b>77,264</b>
利息及び配当金の受取額	6,726
利息の支払額	△7,410
法人税等の支払額	△54,095
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>22,485</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△34
有価証券の売却による収入	478
有形及び無形固定資産の取得による支出	△116,286
有形及び無形固定資産の売却による収入	42,065
投資有価証券の取得による支出	△3,567
投資有価証券の売却による収入	312
貸付けによる支出	△1,968
貸付金の回収による収入	865
その他	1,094
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△77,041</b>

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	13,036
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	45,000
長期借入れによる収入	31,476
長期借入金の返済による支出	△23,414
自己株式の取得による支出	△72
自己株式の売却による収入	6
配当金の支払額	△14,736
少数株主への配当金の支払額	△415
その他	△231
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,648
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,349
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,442
現金及び現金同等物の期首残高	115,963
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,469
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	13
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 123,889

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>連結子会社の数 700社</p> <p>NYK ORPHEUS CORPORATION 他 1社は、当第1四半期連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めている。</p> <p>NYK LNG TRANSPORT UK 3 LTD. 他 7社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めることとした。</p> <p>NYKCOOL AB他9社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めることとした。</p> <p>BENZAITEEN MARITIMA S.A. 他 5社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。</p> <p>NEW WAVE LOGISTICS (USA) INC. は、平成20年4月1日をもってNYK LOGISTICS (AMERICAS) INC. と合併したため、連結の範囲から除外した。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用会社の数</p> <p>非連結子会社 21社</p> <p>関連会社 52社</p> <p>NYKCOS CAR CARRIER CO., LTD. 他9社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めることとした。</p> <p>NYK STAR REEFERS LTD. は、会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外した。</p> <p>NYKCOOL AB他9社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めることとしたため、持分法適用の範囲から除外した。</p>
3. 連結子会社の四半期決算日等に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間より、連結子会社4社は決算日を12月31日から3月31日に変更している。決算期変更に伴う3ヶ月間の損益は、利益剰余金の増加として調整している。</p>
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として低価法から、主として原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。なお、この変更による損益への影響は軽微である。</p>



	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っている。なお、この変更による損益への影響は軽微である。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準  (借主側)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっている。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微である。</p>

## 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

### 1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。

### 2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。	
従業員給与	22,479百万円
賞与引当金繰入額	3,685 "
退職給付費用	666 "
※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. たな卸資産のうち主要なものは、以下の通りである。	※1. たな卸資産のうち主要なものは、以下の通りである。
貯蔵品 58,906百万円	貯蔵品 48,798百万円
※2. 有形固定資産の減価償却累計額 825,705百万円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 831,823百万円
3. 偶発債務	3. 偶発債務
(1) 保証債務等	(1) 保証債務等
連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。	連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。
NYK ARMATEUR S. A. S. 43,367百万円	NYK ARMATEUR S. A. S. 40,817百万円
OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "	OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 4,108 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 4,058 "
CAMARTINA SHIPPING INC. 4,030 "	CAMARTINA SHIPPING INC. 3,984 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 4,014 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,972 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,980 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,922 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び(NO. 2) LTD. 3,250 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び(NO. 2) LTD. 3,385 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,940 "	THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,953 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,567 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,561 "
LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,537 "	LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,542 "
飛鳥コンテナ埠頭(株) 1,406 "	飛鳥コンテナ埠頭(株) 1,424 "
J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,213 "	J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,213 "
J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,203 "	J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,203 "
J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,199 "	J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,199 "
J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,185 "	J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,185 "	J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,180 "	J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,180 "
J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,180 "	J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,180 "
J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,171 "	J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,171 "
OJV CAYMAN 3 LTD. 1,157 "	瀬戸内開発(株) 1,135 "
瀬戸内開発(株) 1,088 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "	OJV CAYMAN 5 LTD. 1,053 "
OJV CAYMAN 5 LTD. 1,053 "	船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,196 "
船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,178 "	従業員 2,987 "
従業員 2,867 "	その他47社 13,578 "
その他47社 15,461 "	計 103,886 "
計 109,320 "	

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</td> </tr> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)商船三井</td> <td style="text-align: right;">12,278百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船(株)</td> <td style="text-align: right;">5,045 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運(株)</td> <td style="text-align: right;">1,345 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,670 "</td> </tr> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>		連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	他の連帯債務者		(株)商船三井	12,278百万円	川崎汽船(株)	5,045 "	飯野海運(株)	1,345 "	計	18,670 "	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</td> </tr> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)商船三井</td> <td style="text-align: right;">12,791百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船(株)</td> <td style="text-align: right;">5,256 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運(株)</td> <td style="text-align: right;">1,401 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,450 "</td> </tr> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>		連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	他の連帯債務者		(株)商船三井	12,791百万円	川崎汽船(株)	5,256 "	飯野海運(株)	1,401 "	計	19,450 "
	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																								
他の連帯債務者																									
(株)商船三井	12,278百万円																								
川崎汽船(株)	5,045 "																								
飯野海運(株)	1,345 "																								
計	18,670 "																								
	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																								
他の連帯債務者																									
(株)商船三井	12,791百万円																								
川崎汽船(株)	5,256 "																								
飯野海運(株)	1,401 "																								
計	19,450 "																								
<p>(3) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局の調査を受けている。連結子会社である日本貨物航空(株)も平成18年2月より米国当局の、また同年12月より欧州委員会の調査を受けており、これら調査に協力している。欧州においては、平成19年12月に、欧州委員会より異議告知書を受領した。上記に関連して、米国において、日本貨物航空(株)は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。これら調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(3) 同左</p>																								
<p>(4) 連結子会社である郵船航空サービス(株)を含む国内主要国際航空貨物利用運送事業者は、平成20年4月16日、国際航空貨物利用運送に係る本体運賃、燃油サーチャージ等に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受けた。調査の結果、郵船航空サービス(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現時点では結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(4) 同左</p>																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	127,782百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△3,893 "
現金及び現金同等物	123,889 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,230,188

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,247

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	14,736	利益剰余金	12	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	139,956	317,435	177,478
(2) 債券	29	30	0
(3) その他	275	274	△1
合計	140,261	317,739	177,478

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	162,805	297,720	127,026	27,212	12,698	20,772	2,386	28,977	679,600	—	679,600
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,329	1,580	730	8,688	—	2,629	506	28,422	43,887	(43,887)	—
計	164,134	299,301	127,757	35,901	12,698	23,402	2,893	57,399	723,488	(43,887)	679,600
営業利益 又は損失(△)	△2,865	57,244	2,348	2,468	910	△2,393	895	△452	58,155	2	58,158
経常利益 又は損失(△)	△2,683	62,544	2,580	2,210	825	△2,285	1,145	769	65,108	2	65,110

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	511,567	48,749	82,736	33,916	2,630	679,600	—	679,600
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	5,892	9,190	4,437	3,934	799	24,255	(24,255)	—
計	517,459	57,939	87,174	37,851	3,429	703,855	(24,255)	679,600
営業利益 又は損失(△)	41,831	2,471	10,142	3,573	20	58,038	119	58,158
経常利益 又は損失(△)	47,965	2,565	9,305	5,190	101	65,128	(18)	65,110

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	165,214	156,658	141,762	111,058	574,694
II 連結売上高(百万円)					679,600
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.3	23.1	20.9	16.3	84.6

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	583.41円	1株当たり純資産額	519.51円

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	36.12円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	34.29円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎は、以下の通りである。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	44,359
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	44,359
期中平均株式数(千株)	1,227,973
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	△10
(うち受取利息(税額相当額控除後))	(△10)
普通株式増加数(千株)	65,243
(うち新株予約権付社債)	(65,243)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—————

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 6 日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 永 田 高 士 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 板 垣 雄 士 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮原 耕治
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 五十嵐 誠
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市西区牛島町6番1号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目2番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮原耕治及び当社最高財務責任者五十嵐誠は、当社の第122期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。